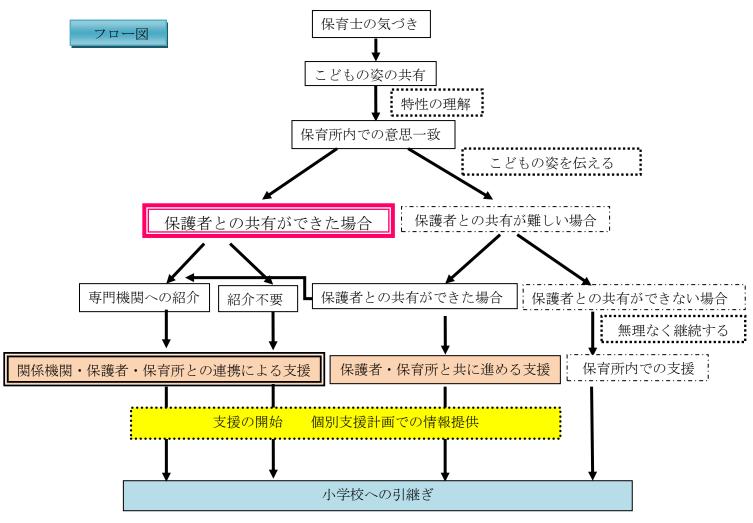
第3章 保育所内支援体制づくり ~保護者と共にすすめる支援~

『できた!わかった!たのしいよ!』第3章では、保育所内支援体制づくりとし、「個別支援計画・個別指導計画・保育所内支援会議の役割・保護者との連携・乳児期の気になるこどもについて」まとめてきました。保育所保育指針では「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけ、支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること」と示されています。

今回は、保護者と共に進める支援として、保育所での支援のプロセスを具体的に掲載しました。参考にしていただき保育所で活用してください。



I 個別支援計画と個別指導計画の作成と支援の流れ

□ 個別支援計画・個別指導計画の作成にあたって

個別支援計画の作成にあたって保護者の願いや思いをひき出し、必要な情報を収集します。保護者の積極的な参画を促すためには、保護者の思いに寄り添い、傾聴・共感・受容の姿勢で信頼関係をつくっていくことが大切です。『保護者は一番の支援者』であることを認識し、支援の中で保護者の役割を明確にすることも大切です。

個別指導計画は特性を理解したうえで担任が作成し、所内支援会議で内容の確認・共有を行い、職員全員で共通理解を図ります。こどもの強みを生かし困りを改善していく為の計画として、こどもの姿を見極め、スモールステップでねらいを設定するとともに、こどもに関わる全ての職員が同じ支援ができるように、手立てや支援を具体的に記載します。

保護者の思いと支援ニーズが一致しないこともありますが、こどもの実態の共有をくり返し、こどもの困りに対する支援の優先順位について十分に話し合い、「計画を共に作成する」という思いで、根気よくアプローチを続けましょう。

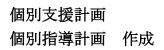
□ 個別支援計画・個別指導計画の管理について

記載されている内容は、プライバシーの保護が最も必要とされる情報であり、その内容については『守秘義務』があるということを、職員一人一人が十分に認識する必要があります。職員間で共通理解するためには、閲覧の工夫は必要ですが、管理には特段の配慮を行うようにします。各所(園)で十分に検討し、個人情報の保護に努めるとともに、機関連携として活用する際には、必ず保護者の了解のもとで利用します。





□ 計画作成と支援の流れ





[保護者支援会議]



[所内支援会議]



[具体的支援]



メンバー 内容

保護者・・・保護者の思い 家庭での様子

担任・・・保護者受容

情報収集(関係機関利用の状況等) 計画・支援について説明と共有

所長・主任(必要に応じて)

☆事務所や保育室で、プライバシー に十分留意して行う

メンバー

内容

保育所職員 <職員会議>

全 員・・・職員の意思一致

共通理解 情報共有

メンバー

内容

担任を中心に

職員全員・・・支援の方法を評価

次への支援

(見学・情報収集

共有・支援手法)



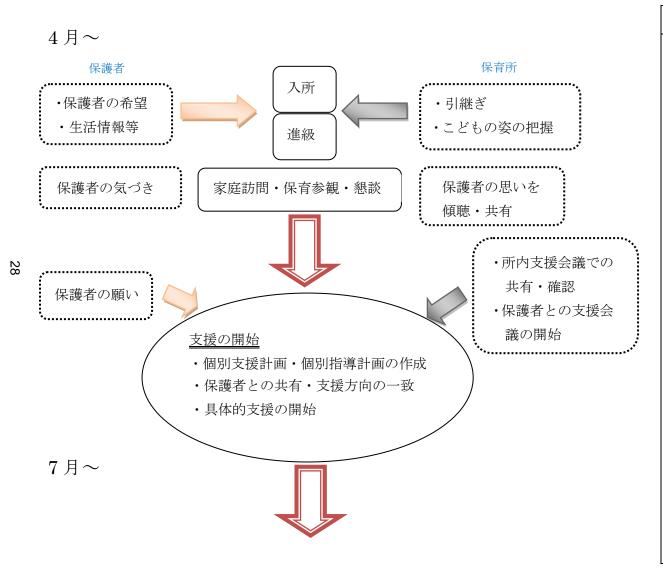
関係機関



支援の継続と連続性



□ 保護者支援の流れ (タイムスケジュール)



具体的支援

<全クラス>

4月

- クラスの様子を伝える
- ・こども(対象児)の姿を伝える
- ・保護者の思いを引き出す
- 情報を聞きとる

5月

- ・保育所での姿を伝え、家庭での様子を 聞く(以降、必要に応じて適宜)
- ・個別支援計画の内容を確認する 保護者の思い・願い 関係機関の利用(担当者の氏名と内容)
- 1年間の保育目標・内容
- ・個別指導計画の内容について(対象児 の姿に合わせて期間設定し適宜)
- 6月~
- 夏の生活について
- 8月~
- ・運動会に向けてのとりくみについて
- 9月~
- ・所外保育での支援について

・就学に向けて(保護者の思いを聴きながら、支援学級・特別支援学校の見学

<5歳児>

・ 就学先の決定

をすすめる)

・就学先をの具体的な 連携の開始 保護者の思い

各行事,所外保育等

- ・所内支援会議での 共有・確認
- ・保護者との支援会 議での共有・確認



支援の振り返り

- ・個人懇談でこどもの姿の共有・確認
- ・次年度に向けた支援目標の整理・検討
- ・小学校への引継事項の確認(個別支援 計画の見直し)



進級・就学



10月~

・発表会に向けてのとりくみについて

12月~

- 個人懇談
- ・進級に向けて、関係機関との連携に ついて再確認をする

2月~

・1年の支援を振り返る

3 月

• 引継ぎ

- · 就学前健診
- ・就学先での実態把握と 連携
- ・就学先の交流会など、 行事参加への支援につ いて
- ・就学先への個別支援計画の提出に関する相談と内容の確認
- 引継準備
- ・サポートブックを作成 している場合は、引継 に活用する。
- ・保育所児童要録と共 に、個別支援計画を就 学先へ提出する(保護 者了解のもと)

障がいのあるこどものより良い就学に向けて 〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドスック〉

※大阪府教育委員会作成の冊子に、具体的内容が掲載されていますので、参考にしてください。

(大阪府ホームページに掲載)

29

Ⅱ 保護者の心情理解



~保護者がこどもの状況を受容するまでのプロセス~

支援や療育に積極的に取りくむためには、こどもの状況を受容することが ポイントです。しかし、受容のプロセスはそう簡単ではありません。



障がいがあることがわかった時の強い『ショック』

ショックを和らげるためにおきる『否認』『怒り』『悲しみ』







障害受容のプロセス (ドロータ. 1975)

それぞれの段階の長さは人によって異なり、プロセスも一度で終わる ものでなく、さまざまな場面で繰り返されます。

保育所(園)側が、保護者と連携をしながら支援をすすめたいと思っても、保護者からは「まだ小さいから」「お父さんもこどもの頃はこんな感じだった・・っておばあちゃんが言ってた」「いつかは治る」・・などの言葉を聞くことがしばしばあります。この段階では育てにくさを感じていても、保護者の心の準備が十分でなく『障がい』の受容がまだできていないといえます。

プロセスに示しているように、障がいの受容までには段階があるので、保育士がこの段階を理解することができれば、保護者への対応も変わってきます。アプローチを急がず、保護者の気持ちや考えにじっくりと耳を傾けながら、保育の中ではていねいな行動観察に基づいた支援を続けましょう。そして、こどもの困りを軽減するための手立てを、具体的に繰り返し伝えます。保護者の思いに寄り添いながら、『保護者は一番の支援者』であることを認識して、時間をかけて相談を継続していきます。

保護者と信頼関係を築き、適切な支援があることで、こどもの自己肯定感は高まり生活 や遊びが豊かになります。保護者と互いに喜びあえるような連携を深め、支援を継続して いきましょう。

